

## クリーンヒル天山の維持管理に関する事項

クリーンヒル天山（以下「本施設」という。）の維持管理について、以下のとおり計画する。

廃棄物処理法の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五関連)	本施設の維持管理計画
一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	本施設へのごみの投入量は、計量装置により炉毎に計測されており、当該施設の処理能力を超えないよう投入制限を行う。
二一イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合は、常時ごみを均一に混合すること。	本施設ではごみピットをごみ受入ピットとごみ貯留ピットに分割して貯留する。クレーンにより積替時に十分攪拌を行い投入する。
二一ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で行うこと。	安定した処理状態を確保するため、ごみホッパ・シュートにてごみを滞留させることにより、外気と遮断された状態で連続的にごみを炉に投入する。
二一ハ 燃焼室中の燃焼ガス温度を800℃以上に保つこと。	焼却炉内温度は800℃以上を保ち、再燃室における排ガス温度は850℃以上で2秒以上滞留させる。
二一二 焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却すること。	本施設では焼却灰の熱灼減量は5%以下となるよう燃焼制御する。
二一ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	助燃装置を作動させ、炉温を速やかに上昇させる。
二一ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	助燃装置を作動させることにより、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くす。
二一ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定しかつ記録すること。	焼却炉出口・再燃焼室における燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録する。
二一チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね200℃以下に冷却すること。	集じん器に流入する燃焼ガスの温度は概ね170℃で自動制御する。
二一リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定しかつ記録する。

維持管理基準

<p>廃棄物処理法の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五関連)</p>		<p>本施設の維持管理計画</p>								
<p>維持管理基準</p>	<p>二一ス 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんは排出装置を用いて稼働中にも連続排出するとともに、定期点検時等に内部清掃により除去する。</p>								
	<p>二一ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。</p>	<p>処理状態を監視・制御し、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 30ppm 以下となるよう運営管理する。</p>								
	<p>二一ワ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録する。</p>								
	<p>二一エ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が燃焼室の処理能力に応じて定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p> <table border="1" data-bbox="311 1227 754 1413"> <thead> <tr> <th>処理能力</th> <th>基準(ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4t/h 以上</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>2~4t/h</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2t/h 未満</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	処理能力	基準(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	4t/h 以上	0.1	2~4t/h	1	2t/h 未満	5	<p>本施設の処理能力では 1 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N 以下が適用されるが、本施設では安全をみて 0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N 以下で管理する。</p>
	処理能力	基準(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)								
	4t/h 以上	0.1								
	2~4t/h	1								
	2t/h 未満	5								
<p>二一カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に1回以上測定し、かつ記録すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガスについて以下の項目・頻度で測定し、かつ、記録する。          ばいじん : 6ヶ月に1回以上×2炉          硫黄酸化物 : 6ヶ月に1回以上×2炉          窒素酸化物 : 6ヶ月に1回以上×2炉          塩化水素 : 6ヶ月に1回以上×2炉          ダイオキシン類 : 1年に1回以上×2炉          水銀 : 6ヶ月に1回以上×2炉</p>									
<p>二一コ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように関係機器の保守・点検を励行する。</p>									
<p>二一ロ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。</p>	<p>ばいじんを焼却灰をと分離して排出し、貯留する。</p>									

<p style="text-align: center;">廃棄物処理法の基準</p> <p>(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五関連)</p>	<p style="text-align: center;">本施設の維持管理計画</p>	
維持管理基準	<p>二一ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理または薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p>	<p>本施設から発生するばいじんを薬剤処理する装置を設けており、適正に維持管理することにより、ばいじん、薬剤及び水と均一に混合する。</p>
	<p>二一フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>	<p>消火栓、その他必要な消火設備を設けるとともに火災の発生防止を考慮した運営管理を実施する。</p>
	<p>十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するため、プラットフォーム出入口扉、ごみ投入扉他関連設備の維持管理を励行する。</p>
	<p>十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め構内の清潔を保持すること。</p>	<p>排水処理設備等の適正な維持管理及び場内清掃を励行し、衛生害虫の発生防止に努める</p>
	<p>十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>著しい騒音及び振動の発生により周辺環境を損なわないよう関連設備の維持管理に努める。</p>
	<p>十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。</p>	<p>本施設からプラント系排水は放流しない。生活排水は直接公共下水道放流とする。</p>
	<p>十四 施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。</p>	<p>本施設の機能を維持するために関連設備の維持管理に努めるとともに、定期的な機能検査並びにばい煙等に関する検査を行う。</p>
	<p>十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。</p>	<p>本組合の責任において維持管理を励行する。</p>
	<p>十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。</p>	<p>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存する。</p>

注) 本施設に該当しない項目及び但し書きについては省略。